が施行されます。

改正法に関する

個別相談会のご案内

改正パートタイム労働法が施行され、**パートタイム労働者へ雇入れ時の雇用 管理改善措置の説明が義務付け**られ**、労働条件明示事項が追加**されます。

また、改正次世代育成支援対策推進法が施行され、**従業員101人以上の企業 については、引き続き、一般事業主行動計画の策定・届出が必要**となります。

改正法に関する個別相談会を下記のとおり開催しますので、改正法を踏まえたパートタイム労働者の雇用管理改善や、次期の一般事業主行動計画策定及び 今期の行動計画に係る「くるみん認定」等について、お気軽にご相談ください。

○日時

第1回

平成27年2月16日(月) 9:30~16:30

第2回

平成27年2月17日(火) 9:30~16:30

○会場

佐賀第二合同庁舎 5 F 大会議室2 (佐賀市駅前中央3丁目3番20号)

○申込み方法

ご希望の方は裏面の申込票にご記入の上、FAX等にてお申し込みください。

○申込み・問い合わせ先

佐賀労働局雇用均等室

TEL: 0952-32-7218 FAX: 0952-32-7224 当日は両立支援助成金や 育児・介護休業規定の整備、 セクシュアル・ハラスメント 防止対策などについての ご相談にも応じます。



個別相談会申込票

佐賀労働局雇用均等室

相談を予定されている項目、及び希望される日時に〇印をご記入ください。

※ 希望が同一の時間帯に集中した場合は、受付順とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。変更の場合は、折り返し相談日時をご連絡致します。

相談項目	(複数選択可) 1 次世代育成支援対策推進法 2 行動計画策定・届出についる 3 くるみん認定申請についる 4 改正パートタイム労働者の職務 5 パートタイム労働者の職務 6 その他	ハて て こ沿った雇用管理について
日時	2月16日(月)	2月17日(火)
9:30~10:30		
10:30~11:30		
13:30~14:30		
14:30~15:30		
15:30~16:30		

※相談時間は1企業60分以内とします。

事業所名		
住所	(TEL)
担当者職氏名		

※ご記入いただきました情報は、この事業以外には使用いたしません。